

令和6年度一般会計決算見込みの概要について

1 決算見込みのポイント

○ 令和6年度一般会計の決算は、**歳入**が前年度比 3.4%増（693 億円増）の **2 兆 906 億円**、**歳出**が前年度比 3.5%増（702 億円増）の **2 兆 678 億円**となり、**実質収支**は **83 億円**となりました。

○ これは、新型コロナウイルス感染症に対応するための歳入・歳出が減少した一方で、歳入については、法人二税や地方消費税の増などにより県税収入が過去最高となったこと、歳出については、段階的な定年引上げによる退職者の増や、給与改定に伴い人件費が増加したことに加え、令和7年度以降の財源として活用するため、県有施設長寿命化等推進基金等に積立てを行ったことなどが主な要因です。

〔令和6年度 一般会計決算収支の状況〕

（単位：百万円、%）

区 分	令和6年度 ①	令和5年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳 入 総 額 A	2,090,599	2,021,257	69,342	3.4
歳 出 総 額 B	2,067,830	1,997,626	70,204	3.5
歳入歳出差引 C=A-B	22,769	23,631	△862	
翌年度に繰り越すべき財源※1 D	14,476	13,984	492	
実 質 収 支※2 C-D	8,293	9,647	△1,354	

・表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

※1 翌年度に繰り越すべき財源

歳入のうち、翌年度に繰り越した事業の財源となるもの。

※2 実質収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額をいう。通常、「黒字団体」・「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字・赤字により判断する。

2 歳入決算

(単位：百万円)

区 分		令和 6 年度 A	令和 5 年度 B	比較 A－B＝C	増減率 C／B
①	県 税	985,752	926,015	59,737	6.5%
うち	個 人 県 民 税	300,802	289,676	11,126	3.8%
	法 人 二 税	199,080	179,324	19,756	11.0%
	地 方 消 費 税	320,945	293,652	27,293	9.3%
	そ の 他 の 税	164,925	163,363	1,562	1.0%
②	地 方 交 付 税	262,833	233,509	29,324	12.6%
うち	普 通 交 付 税	259,317	231,636	27,681	12.0%
	下記の臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税	(280,074)	(277,709)	(2,365)	(0.9%)
	特 別 交 付 税	3,516	1,873	1,643	87.7%
③	国 庫 支 出 金	201,657	259,006	△57,349	△22.1%
④	繰 入 金	34,865	13,992	20,873	149.2%
	諸 収 入	260,528	261,202	△674	△0.3%
⑤	県 債	122,775	136,037	△13,262	△9.7%
うち	建 設 地 方 債	102,018	89,964	12,054	13.4%
	臨 時 財 政 対 策 債 ※ 3	20,757	46,073	△25,316	△54.9%
⑥	そ の 他	222,189	191,496	30,693	16.0%
うち	特別法人事業譲与税 ※ 4	135,542	118,507	17,035	14.4%
	地 方 特 例 交 付 金	21,805	4,020	17,785	442.4%
	繰 越 金	23,631	28,107	△ 4,476	△15.9%
	計	2,090,599	2,021,257	69,342	3.4%

※ 3 臨時財政対策債

平成 13 年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。

※ 4 特別法人事業譲与税

地方税の偏在是正を図るため、従来の地方法人特別譲与税に代えて、令和 2 年度から法人事業税の一部を国税化（特別法人事業税）したうえで、人口を基準に都道府県に再配分（特別法人事業譲与税）されている。

《主な増減要因》

① 県 税

企業業績が堅調であったことから、法人二税や個人県民税の株式等譲渡所得割が増収となったほか、地方消費税についても、円安の影響により、輸入額が増加したことなどから増収となり、全体では6.5%増の9,858億円となりました。

※消費税の税率引上げ(5%から8%(令和元年10月からは10%))による増収分(市町村交付金を除く960億円)については、全額を社会保障関係経費(一般財源ベース3,389億円)の財源に充てています。

② 地方交付税

地方交付税は、全体として12.6%増の2,628億円となりました。

臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税については、0.9%増の2,801億円で、ほぼ横ばいとなっています。

③ 国庫支出金

新型コロナウイルス感染症に対応するための交付金が減少したことなどから、22.1%減の2,017億円となりました。

④ 繰入金

定年引上げの影響による退職手当の増加や県有施設の整備に伴い、退職手当基金や県有施設長寿命化等推進基金の取り崩しが増加したことなどから、149.2%増の349億円となりました。

⑤ 県 債

一宮川の改修工事や県有施設の長寿命化等を進めたことにより、建設地方債が121億円増加した一方、臨時財政対策債が253億円減少したことから、9.7%減の1,228億円となりました。

⑥ その他

企業業績が堅調であったことから、特別法人事業譲与税が増加したほか、定額減税の実施に伴う個人県民税の減収を補填するため、特例交付金が増加したことなどから、16.0%増の2,222億円となりました。

3 歳出決算

(単位：百万円)

区 分		令和6年度 A	令和5年度 B	比 較 A－B＝C	増減率 C／B
①	人 件 費	538,610	497,990	40,620	8.2%
②	扶 助 費※5	42,818	44,272	△1,454	△3.3%
③	公 債 費	226,325	226,388	△63	△0.1%
④	投 資 的 経 費	186,833	174,985	11,848	6.8%
うち	普 通 建 設 事 業	166,280	157,900	8,380	5.3%
	直 轄	17,588	16,385	1,203	7.3%
	災 害 復 旧	2,965	700	2,265	323.6%
⑤	補 助 費 等	654,403	662,130	△7,727	△1.2%
うち	税 関 係 交 付 金	219,800	203,117	16,683	8.2%
⑥	そ の 他	418,841	391,861	26,980	6.9%
うち	繰 出 金	51,411	48,617	2,794	5.7%
	積 立 金	47,607	18,770	28,837	153.6%
	貸 付 金	232,093	223,702	8,391	3.8%
計		2,067,830	1,997,626	70,204	3.5%

※5 扶助費

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び、地方公共団体が単独で行っているこれに類する各種扶助の支出額のこと。

《主な増減要因》

① 人件費

令和6年度が段階的な定年引上げにより定年退職者が増加する年度に当たることから、退職手当が増加したことに加え、給与改定による増があったことなどから、全体としては8.2%増の5,386億円となりました。

② 扶助費

新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費等が減少したことなどにより、3.3%減の428億円となりました。

③ 公債費

過去に発行した建設地方債や臨時財政対策債の償還を行い、前年比ほぼ横ばいの2,263億円となりました。

④ 投資的経費

一宮川の流域浸水対策が進展したほか、家畜保健衛生所や千葉県文化会館など、老朽化した県有建物の建て替えや大規模改修を進めたことなどにより、6.8%増の1,868億円となりました。

⑤ 補助費等

自立支援給付費県負担金など社会保障関係経費が増加した一方で、新型コロナウイルス感染症への対応経費が大幅に減少したことなどから、1.2%減の6,544億円となりました。

⑥ その他

新型コロナウイルス感染症への対応事業が終了した一方で、県有建物の長寿命化対策など将来の財政需要に対応するための積立てを行ったことなどから、令和6年度は6.9%増の4,188億円となりました。

※社会保障関係経費について

生活保護、児童・障害者福祉、医療、介護等に要する社会保障関係経費については、高齢化の進展等により、引き続き増加しています。

○ 社会保障関係経費（全体） 3,589億円（前年度比 +126億円 +3.6%）
（主なもの）

・介護給付費県負担金	716億円（前年度比 +35億円 + 5.1%）
・後期高齢者医療給付費県負担金	591億円（前年度比 +17億円 + 3.0%）
・自立支援給付費県負担金	332億円（前年度比 +37億円 + 12.5%）
・施設型給付費（認定こども園、保育所等）	302億円（前年度比 +31億円 + 11.4%）

4 今後に向けて

- 令和6年度は、**83 億円の黒字**となりましたが、今後も物価や金利の上昇が見込まれることや、米国の関税施策の影響などの懸念材料もあり、本県財政を取り巻く環境が、厳しさを増すことも想定される一方、道路や橋りょう、公共施設等の老朽化対策や、県民の生命・財産を守る防災・減災対策については、着実に進めていく必要があります。
- このため、国に対して、必要な財源確保を要望していくとともに、県においても、執行段階での徹底した経費節減に取り組むほか、産業の振興や社会資本の整備を進め経済を活性化させることで、税収の増加に繋げるといった好循環を生み出し、持続可能な財政構造の確立を図ってまいります。

<参考一覧>

(参考 1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

(参考 2) 県債残高の推移

(参考 3) 普通会計の決算見込み

(参考 4) 令和 6 年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

(参考 1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

○ 目的別歳出※6 決算は、下記のとおりです。

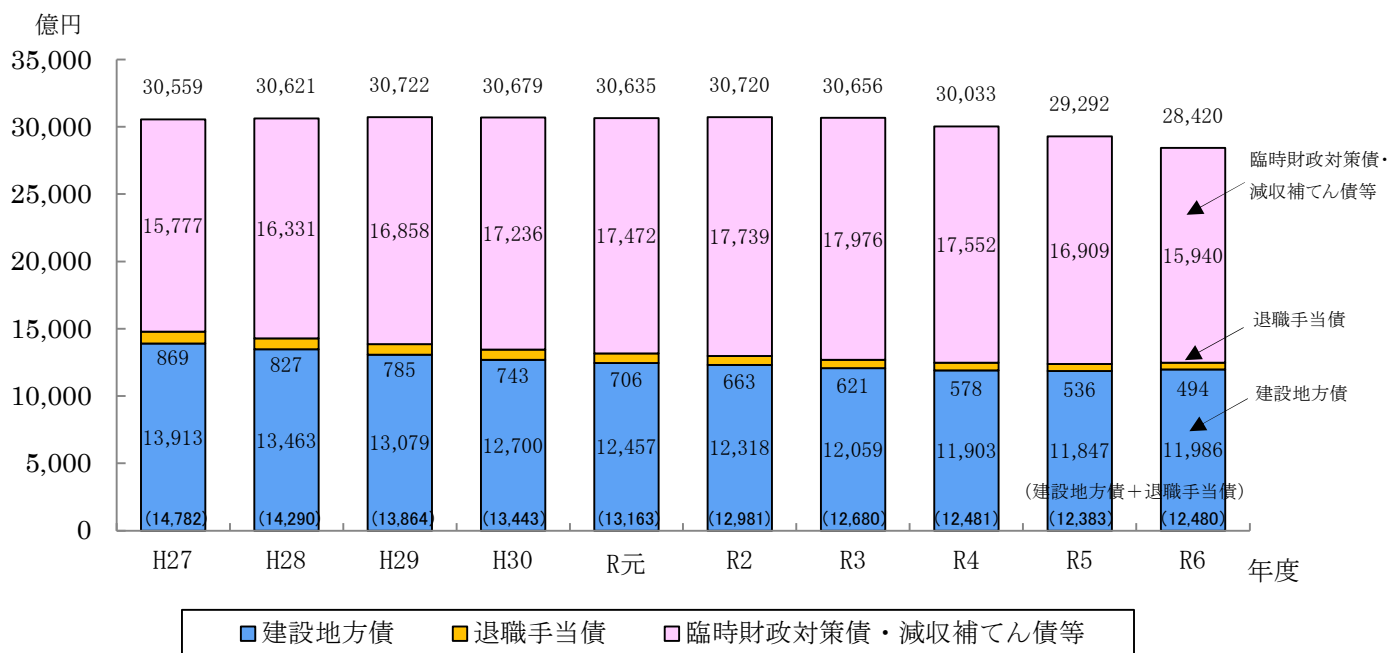
(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度		令和 5 年度		比較	備 考
	決算額 ①	構成比	決算額 ②	構成比	①-②	
総 務 費	174,396	8.4%	141,631	7.1%	32,765	・ 県有施設長寿命化等推進基金積立金 +291 億円 ・ (特) 県債管理事業繰出金 +30 億円 ・ 防災行政無線再整備事業 +21 億円 ・ (特) 財政調整基金繰出金 +17 億円 ・ 退職手当基金積立金 △70 億円
民 生 費	373,256	18.1%	362,470	18.1%	10,786	・ 自立支援給付費県負担金 +37 億円 ・ 施設型・地域型保育給付費 +35 億円 ・ 障害児通所給付費負担金 +14 億円 ・ 千葉リハビリテーションセンター再整備事業 +13 億円 ・ 介護職員処遇改善支援補助金 +11 億円
衛 生 費	80,997	3.9%	114,064	5.7%	△33,067	・ 医療機関等物価高騰対策支援事業 △9 億円 ・ 新型コロナウイルス相談センター、感染症医療調整センター運営事業 △12 億円 ・ 入院医療費等の公費負担 △33 億円 ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の国への返還金 △89 億円 ・ 空床確保支援事業 △146 億円
環 境 費	7,670	0.4%	11,102	0.5%	△3,432	・ 家庭向け省エネ家電購入促進事業 △22 億円 ・ 事業者向け脱炭素化促進緊急対策事業 △24 億円
商工労働費	251,359	12.2%	265,187	13.3%	△13,828	・ 中小企業振興資金 +57 億円 ・ 新型コロナウイルス感染症対応特別資金利子補給 △45 億円 ・ 千葉とく旅キャンペーン事業 △124 億円
農林水産業費	57,038	2.8%	48,537	2.4%	8,501	・ 家畜伝染病発生危機特別対策事業 +63 億円 ・ 家畜保健衛生所機能向上事業 +35 億円
土 木 費	139,018	6.7%	141,905	7.1%	△2,887	・ 河川激甚災害対策特別緊急事業+31億円 ・ 道路維持事業 +26億円 ・ 土砂災害警戒対策事業 +20億円 ・ 県単道路改良事業 +15億円 ・ 社会資本整備総合交付金事業 (道路) △26億円 ・ 公共街路整備事業 △32億円 ・ 国道道路改築事業 △58億円
警 察 費	151,485	7.3%	142,997	7.2%	8,488	・ 警察職員人件費 +76億円 ・ 交通安全施設整備事業 +5億円
教 育 費	386,556	18.7%	346,715	17.3%	39,841	・ 教職員人件費 +275億円 ・ 公立学校情報機器整備事業 +62億円 ・ 県立学校長寿命化事業 +37億円
公 債 費	227,270	11.0%	227,473	11.4%	△203	・ 定時償還分の元金及び利子 △12億円 ・ 満期一括分積立金及び利子 +12億円
災害復旧費	2,933	0.1%	700	0.1%	2,233	・ 土木施設 +18億円 ・ 農業施設 +4億円
そ の 他	215,873	10.4%	194,845	9.8%	21,028	・ 税関係交付金 +167億円 ・ 文化会館大規模改修事業 +43億円
計	2,067,830	100%	1,997,626	100%	70,204	

※6 目的別歳出 地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類したもの。

（参考２） 県債残高の推移

- 県債残高（満期一括償還のための積立金を除いた実質残高）については、建設地方債等が前年度に比べ97億円、0.8%増加した一方、普通交付税の振替である臨時財政対策債等が前年度に比べ969億円、5.7%減少したことにより、2兆8,420億円となり、前年度に比べ872億円、3.0%減少しました。



（単位：億円）

区 分	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
建設地方債等①	14,782	14,290	13,864	13,443	13,163	12,981	12,680	12,481	12,383	12,480
建設地方債	13,913	13,463	13,079	12,700	12,457	12,318	12,059	11,903	11,847	11,986
退職手当債	869	827	785	743	706	663	621	578	536	494
臨時財政対策債等②	15,777	16,331	16,858	17,236	17,472	17,739	17,976	17,552	16,909	15,940
計（①＋②）	30,559	30,621	30,722	30,679	30,635	30,720	30,656	30,033	29,292	28,420
（参考）満期一括償還のための積立金残高	3,722	4,125	4,619	5,074	5,339	5,692	6,886	7,450	7,493	7,848

(参考3) 普通会計の決算見込み

(1) 令和6年度 普通会計※7 決算収支の状況

(単位：百万円)

区 分	6年度 ①	5年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳入総額A	2,127,665	2,045,563	82,102	4.0%
歳出総額B	2,083,355	2,011,232	72,123	3.6%
歳入歳出差引 C=A-B	44,310	34,331	9,979	
翌年度へ繰り越すべき財源D	19,782	19,476	306	
実質収支 C-D	24,528	14,855	9,673	

- 一般会計に公営事業会計※8 以外の特別会計を加えた普通会計の決算は、歳入で前年度比 4.0%増の 2 兆 1,277 億円、歳出で前年度比 3.6%増の 2 兆 834 億円となり、実質収支は 245 億円となります。

(2) 経常収支比率 ※9

区 分	6 年 度 ①	5 年 度 ②	比 較 ①－②
経常収支比率 (%)	94.5	96.7	△2.2

- 経常収支比率は、社会保障関係経費が増加する一方、県税収入や地方交付税の増加等により、前年度比で 2.2 ポイント減少し 94.5%となりました。

※7 普通会計

一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を合わせた統計上の会計で、総務省が毎年度行う地方財政状況調査（決算統計）において、全国の自治体の財政状況を統一ルールに基づいて比較するため設けられたもの。千葉県の場合、一般会計と 15 の特別会計を合わせた全 16 会計からなる。

※8 公営事業会計

地方公共団体が行う公営企業会計、収益事業会計等の総称。千葉県の場合、公営企業会計 8 会計（上水道事業会計、病院事業会計等）及び国民健康保険事業会計がある。

※9 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

(計算式)

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(参考 4) 令和 6 年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

1 健全化判断比率

いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率	6 年度	5 年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
3.75%	5.0%

- 一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字比率は「該当なし」です。

連結実質赤字比率	6 年度	5 年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
8.75%	15.0%

- 公営企業会計を含むすべての会計の実質収支が黒字（公営企業会計においては資金不足なし）のため、連結実質赤字比率は「該当なし」です。

実質公債費比率	6 年度	5 年度
	7.6%	7.5%

早期健全化基準	財政再生基準
25.0%	35.0%

- 実質公債費比率は 3 か年平均を比率として用いますが、令和 3 年度単年度比率が普通交付税の追加交付により低くなっていたことから、前年度の 7.5%（令和 3～5 年度平均）から 7.6%（令和 4～6 年度平均）となりました。
- なお、令和 6 年度単年度でみると、前年度と同じ 7.5%であり、横ばいとなっています。

将来負担比率	6 年度	5 年度
	101.3%	106.5%

早期健全化基準	財政再生基準
400.0%	基準なし

- 充当可能な基金残高が増加したことなどにより、「分子」が減少したこと、また、法人事業税の増収などにより「分母」である「標準財政規模」が増加したことから、前年度の 106.5%から 5.2 ポイント改善し、101.3%となりました。

2 各公営企業会計の資金不足比率 【経営健全化基準 20.0%】

資金不足が生じた公営企業会計はありません。

※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。

※財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して、国の関与の下、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

<健全化判断比率等の算出式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等：一般会計及び公営事業を除く 14 の特別会計(県債管理事業、市町村振興資金等)
- ・実質赤字額：「歳入歳出差引額（形式収支）」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除した実質的な収支決算額（実質収支）が赤字の場合の当該赤字の額
- ・標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：①＋②の合計額
 - ①一般会計等及び公営事業(公営企業以外)に係る特別会計(国民健康保険事業)の実質赤字額
 - ②公営企業に係る特別会計(上水道事業、病院事業、造成土地管理事業などの 8 の特別会計)の資金不足額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金（特定財源控除後）} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

- ②地方債の元利償還金：一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額
- ③準元利償還金：(ア)～(オ)の合計額
 - (ア)満期一括償還地方債の 1 年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)等
 - (イ)公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金
 - (ウ)組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
 - (エ)公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出(PFI 事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 - (オ)一時借入金の利子
- ④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：
 - 地方交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

実質公債費比率の内訳

単位：億円

構 成 要 素	令和6年度	令和5年度	令和4年度	6年度と 5年度の差引
分 子 ①＝②＋③－④	788	760	776	28
地方債の元利償還金(特定財源控除後) ②	732	778	790	△ 46
準元利償還金 ③	1,381	1,379	1,374	2
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 算入額 ④	1,325	1,398	1,388	△ 73
分 母 ⑤＝⑥－⑦	10,470	10,078	9,798	392
標準財政規模 ⑥	11,795	11,476	11,186	319
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 算入額 ⑦	1,325	1,398	1,388	△ 73
単年度の比率 ①／⑤	7.5	7.5	7.9	0.0
実質公債費比率(令和4年度～令和6年度平均)	7.6			
【参考】令和3年度～令和5年度平均	7.5			

※単年度の実質公債費比率は小数第2位以下切り捨てて表記

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ②将来負担額:③～⑩の合計額
 ③一般会計等の年度末地方債現在高
 ④債務負担行為に基づく支出予定額(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 ⑤公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
 ⑥組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
 ⑦退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)
 ⑧設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 [対象法人]千葉県道路公社、千葉県土地開発公社、千葉県信用保証協会、(公財)千葉県産業振興センター
 千葉県漁業協同組合連合会
 ⑨連結実質赤字額
 ⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
 [対象組合]千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団
 ⑫充当可能基金額:地方債の償還額等(上記③～⑧)に充てることができる基金残高
 ⑬特定財源見込額:地方債の償還額等に充てることができる特定財源(公営住宅の使用料など)
 ⑭地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額:
 今後、地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

将来負担比率の内訳

単位:億円

構成要素	令和6年度	令和5年度	差引	備考
分子 ①=②-⑪	10,611	10,733	△ 122	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	40,504	41,058	△ 554	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	36,426	36,946	△ 520	
うち臨時財政対策債以外の地方債現在高	18,208	18,080	128	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	151	167	△ 16	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	616	625	△ 9	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥				一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額
退職手当支給予定額 ⑦	3,226	3,244	△ 18	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	84	77	7	公社、第三セクター等の負債、短期貸付金等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩				県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	29,893	30,325	△ 432	
充当可能基金額 ⑫	11,890	11,307	583	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑬	326	377	△ 51	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	17,677	18,641	△ 964	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分母 ⑮=⑯-⑰	10,470	10,078	392	
標準財政規模 ⑯	11,795	11,476	319	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	1,325	1,398	△ 73	
将来負担比率(%) ①/⑮	101.3	106.5	△ 5.2	

・表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額:

[法適用企業] 資金の不足額 = (流動負債 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

[法非適用企業] 資金の不足額 = (歳入歳出差引額 - 翌年度に繰り越すべき財源) - 解消可能資金不足額

・事業の規模:

[法適用企業] 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

[法非適用企業] 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※法適用企業: 地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業(上水道事業、病院事業、工業用水道事業、流域下水道事業、造成土地管理事業)

※法非適用企業: 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業(工業団地整備事業、港湾整備事業、土地区画整理事業)

◎早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「財政健全化団体」となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化計画を策定し、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。また、計画の実施状況によっては総務大臣から勧告を受けることになるなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

◎財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、国の関与による確実な財政の再生を図るために財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

なお、「財政再生団体」は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起すことができません。